

紀美野町第1回定例会会議録

令和3年3月9日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和3年3月9日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

2 番	廣 瀬 隆 一 君
6 番	田 代 哲 郎 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
-----	-----

町	長	寺	本	光	嘉	君
副町	長	小	川	裕	康	君
教 育	長	東	中	啓	吉	君
消 防	長	家	本		宏	君
総 務 課	長	細	峪	康	則	君
企画管財課	長	坂		詳	吾	君
住 民 課	長	仲	岡	みち子		君
税 務 課	長	湯	上	増	巳	君
保健福祉課	長	森	谷	善	彦	君
産 業 課	長	吉	見	将	人	君
建 設 課	長	米	田	和	弘	君
教 育 次	長	曲	里	充	司	君
会 計 管 理 者		坂		昌	美	君
水 道 課	長	長	生	正	信	君
まちづくり課	長	山	本	訓	永	君
美里支所	長	(山	本	訓	永)	君
代表監査委員		菊	本	邦	夫	君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中	谷	昌	弘	君
次	長	井戸向	朋	紀	君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

再開前に、議案第35号、令和3年度紀美野町一般会計予算において、令和3年度予算に関する説明書の修正があり、執行部から正誤表が提出されておりますので配付をしております。

配付をしております、令和3年度予算に関する説明書については、明日、本会議再開前に執行部において修正の申出を受けておりますので、御了承を願います。

執行部においては、今後このようなことがないように十分に精査を行うとともに、細心の注意を払っていただくようお願いします。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） 廣瀬議員及び田代議員から、欠席届が出ていますので報告します。

これから、本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は5人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

それでは、7番、西口 優君の一般質問を許可します。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） おはようございます。

まず1点目です。近づく限界集落について。

紀美野町の高齢化率が1月末で47.2%と聞かせていただきました。一説には65歳以上の高齢者が、集落人口の50%を超えると社会的共同生活の維持が困難な状態の限界集落になると言われています。このままでは近い将来、町全体が限界集落になって

しまいそうで不安を覚えます。町は高齢者が50%を超えたときの維持管理をどのように考えているのか。

2点目です。新型コロナウイルスワクチン接種における副反応について。

テレビニュースでは新型コロナが毎日報道されています。2月3日の補正予算で新型コロナウイルスワクチン接種対策費が計上されました。医療従事者については3月中旬より県が接種することになり、通告時点では、このように通告していたのですが、医療従事者については、昨日より接種することになっています、することになりました。高齢者については3月中に案内を発送して4月から接種となるそうですが、ワクチンについて具体的なことは、よく分からないままです。任意接種となっていますが副反応が出た場合の責任の所在が、任意接種だから自己責任になるのか、それとも国が奨励しているのだから後遺障害が出た場合、国費で対応してくれるのかよく分かりません。どういったことが考えられるのか。

3点目です。残土処理場の増設について。

連日のトラックの搬入を見ると残土処理場の必要性はまだまだ多い気がします。紀美野町は地形的に東西に長く、車で走って40分ほどかかります。残土処理がこれからも続くのであれば、土砂の発生場所・利用者側から見たときに、複数の残土処理場があれば近くの処理場へ搬入することが可能になり利便性が増すのではないかと。

4点目です。特産品開発の奨励について。

道の駅構想も進んでいるようですが、道の駅で売ることができる商品が少ないように思います。昔からのロープ・ほうき・たわしなどの工業製品。加工食品では金山寺みそ・ブルーベリージャムなどがありますが特産品の奨励にもっと力を注ぐべきでないかと。

5点目です。町民一斉清掃の見直しについて。

これについては数年前にも一般質問をしたことがあります。「子供から大人まで、地域のみんなが力を合わし、自分たちの住む地域を自分たちの力で美しくする。という趣旨を皆様に御理解いただき続けております。」当時はこのような回答でしたが、あれから数年。人口も減少し、高齢化も進んできました。高齢者で町民一斉清掃に参加したくても体力的に参加できない人も出てきます。面積が同じことを考えると、年を取った少ない人数での作業をしなければなりません。当然、地域的に難しいところも出てくるでしょう。今年はコロナで行われないかもしれませんが、この社会風習がある限り、地域のコミュニケーションに支障が出てくるところもあるのではないかと。

6 点目です。公共施設の個人貸付けについて。

公共施設を個人が借り受ける。聞くとところによると、まちづくり課が利用し、それを定住促進の一環として貸し付けているという。ある意味、必要というのは理解しますが、公募しないで貸し付けた場合、貸付期間・家賃価格の設定などはどのように行っているのか。

7 点目です。婚活の A I 導入について。

コロナの影響で集団見合いが難しくなってきました。政府は 2021 年から、少子化対策の一環として、人工知能やビッグデータを活用した地方自治体の婚活支援事業を実施すること。利点として、これまでの婚活では、結婚相手を希望の条件で絞り込んで候補者を減らしてしまう場合が多いが、A I 婚活の活用で今まで意識していなかった人とのマッチングもできるという。紀美野町でも婚活に A I を導入してはどうか。

8 点目です。公衆トイレの充実について。

町内を走っていると意外と公衆トイレが少ない。美里支所でさえ土・日はトイレを借りることができない。最近はサイクリングコースになっているらしく自転車集団も多く見かけるようになってきました。この人たちはトイレに困ると思うのです。市内ではコンビニが公衆トイレの代用となりますが、コンビニの少ない町内に多くの人に来てもらおうと思えば、まずは表示方法・古いトイレの改修などを行い、さらなる公衆トイレの充実を図るべきでないか。

9 点目です。男子職員の育児休暇の取得率について。

子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業として育児休業制度があります。もちろん父親・母親との制約のないものですが、実社会では母親が育児休業するのが大半で父親が育児休業しにくいとニュースで報じられていました。役場の男子職員の育児休暇の取得率はどうなっているのか。

10 点目です。テレワークが奨励されていることについて。

新型コロナウイルスの影響でテレワークの奨励が報じられ、同時に田舎暮らしのよさも見直されてきています。今までの都会一極集中だったのが、少しずつですが分散型に切り替わってきたようにも思います。以前より本町でも定住促進を進めていますが、この機会を捉え企業と人を呼び込むことはできないものか。

11 点目です。消防団員の高齢化と消防職員について。

自治体によっては消防団員に定年が 60 歳とか 65 歳に設定されているところもあり

ますが、紀美野町においては定年が設けられていません。年齢に伴って体力の衰えはやむを得ないところであります。消防団員の高齢化が進んでくると、毎年その分、消防職員の増員を図らなければ災害時に対応できなくなるのではないかと。

以上です。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。
総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、私から、西口議員の1点目と9点目の御質問にお答えをしてまいります。

まず1点目の「近づく限界集落について」の御質問にお答えをいたします。

限界集落とは、今から20年ぐらい前、大学の教授が提唱した山村集落の区分の1つで、65歳以上の高齢者が半数を超え、社会的共同生活や集落の維持が困難になりつつある集落のことです。

当町におきましては、過疎化が進む中、65歳以上が半数を超えた地区や自治会が現在38地区あり全体の58%を占めております。

このような状況の中でありましても、住民の方々は、地区の実情に合わせ、協力し合い、また工夫しながら、住み慣れたところでコミュニティを維持継続しているところであります。どんなに小さな集落であり、そこは人が暮らす場所であり、暮らす人の数だけの人生があります。人口の多い少ないや高齢化率といった数字だけで到底論じられるべきものではありません。

町といたしましては、より一層住民の暮らしと心に寄り添いながら、地区の実情に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、「近づく限界集落について」の答弁とさせていただきます。

続きまして、9点目の「男子職員の育児休暇の取得率について」の御質問にお答えします。

職員の育児休業につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」と「紀美野町職員の育児休業等に関する条例」に基づき取得することができます。育児休業は、子供が満3歳になるまで取得することが可能であり、また、育児短時間勤務についても選択できることとなっております。

近年「働き方改革」への機運は社会全体で高まる中、男性の育児休業取得は、ワークモチベーションの向上、離職の防止などに効果があると注目されています。

さて、議員御質問の男性職員の育児休業取得率は、令和元年度の実績では、1名が取得し、率にして8.3%となっております。育児休業の取得対象になった場合は、その都度職員に制度の周知は行っておりますが、令和2年度においては、現在のところ取得者はございません。育児休業は請求があれば承認する制度であります。住民サービスの低下を招かないよう、配属先での業務分担の調整、会計年度任用職員や臨時的任用職員を任用しながら取得向上に取り組んでまいります。

以上、男子職員の育児休暇の取得率についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、私のほうから西口議員の2つ目の御質問「新型コロナウイルスワクチン接種における副反応について」お答えします。

現在、町では、新型コロナウイルスワクチンの供給スケジュールが示された際には、速やかに接種ができるよう接種体制の準備を進めているところでございます。

一般的に、ワクチン接種は、感染症に対する免疫を付けたり、免疫を強めるため接種され、個人の発症や重症化を予防するだけではなくて、社会全体で流行することを防ぐことが期待されます。

ただし、接種を受けることは強制ではありません。予防接種を受ける方には、予防接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について、情報提供を行った上で、接種を受ける方の自らの意志で、同意がある場合に限り、接種が行われます。

コロナウイルスワクチン接種においても、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ること）が極めてまれであるものの、避けることができないことから、救済制度が国の方で設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済により医療費・障害年金などの給付が受けられます。

新型コロナワクチン接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

なお、町民の方々に、副反応など不安になられる方が多いと思いますので、町といたしましても、電話などでの相談体制の充実やワクチンの安全性や副反応などの情報発信を丁寧にお伝えすることが重要であり取り組んでまいります。

また、近日中に集団接種のシミュレーションを実施する予定であります。町職員のほか医師、看護師、健康推進委員様の御協力をいただき、受付や問診、接種、接種後の経過観察の一連の流れを確認いたします。その中で、副反応やアナフィラキシーショックとなった場合の対応についても訓練をしたいと考えております。

町民の皆様がスムーズに、そして安全に接種していただけるよう、体制づくりに今後とも努めてまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） 私からは、西口議員御質問の3番目「残土処理場の増設について」お答えさせていただきます。

さて、本町では、平成20年4月から残土処理場としての運営を行っており、現在、処理場の範囲を適正に確保するため用地の買収を行っているところでございます。

現在、搬入されている土砂は、災害防止等の観点から、国土交通省和歌山河川国道事務所による、紀の川の浚渫、掘削に係る土砂が多く、また、地域の住民生活の発展・振興のため、町内の国道や県道をはじめとした公共事業などで生じた土砂が搬入されております。

沿線にお住まいの皆さんには、搬入車両の往来やほこりなど、対策は取っておりますが、大変御迷惑をおかけしております。

さて、議員御質問の、複数の残土処理施設があれば搬入の利便性が増すのではないかとのことですが、残土処分場を運営するためには、交通のアクセスはもちろん、県への届出や、また、設備等においても、搬入土砂の計量を行うためのトラックスケールや搬入土砂の敷きならしのための委託料など多額の費用が毎年発生することになります。

また、地形的条件として、盆地や緩やかな溪谷で、土留擁壁を設置することにより、安定勾配で盛土造成を行うことができる土地の形状が求められますので、現在の処理場より東部地区におきましては、谷川も急峻な地形となるため、埋立てにより土砂が流出

する恐れが生じてまいります。

このようなことから、維持管理費用や、様々な条件を満たすことができる候補地の確保は難しく、既存の施設を適正に管理し、環境整備に努めることで、適切な処理場の運営に努めてまいりたいと考えます。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) それでは、私からは、西口議員御質問の4番目「特産品の奨励について」、7番目の「婚活のAI導入について」、8番目の「公衆トイレの充実について」の御質問にお答えさせていただきます。

まず4番目の「特産品の奨励について」でございますが、当町には現在、地元の農産品を使ったジェラート、パン、みそ、和菓子、洋菓子、和紙、棕櫚のほうきやたわしなど、様々な産品がございます。

しかし、地域の活性化のためには、土産物を増やし変化をもたらす必要があることから、令和2年度より「紀美野町へおいでよ！！ふるさと紀美野地域産業強靱化事業」に取り組んでいるところでございます。

その中の1つに「地域資源を生かし、町ならではのお土産・特産品等の開発につながる事業」として「お土産品・特産品開発資源事業」を行っております。

今年の実績としましては「ゴンパチジャム」「黒豆を使った金山寺みそ」のお土産品2件と「みさと天文台からのトレッキング体験」「棕櫚たわし巻き体験と棕櫚縄作り体験」体験型の2件の計4件を採択しております。

今後とも、お土産品や体験型のアトラクションを増やし、観光客から、「紀美野町に行けばおいしいものや楽しいことがある。」という期待を持っていただけるよう、取り組んでまいりたいと考えてございますので、御解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、7番目の「婚活のAI導入について」の御質問にお答えさせていただきます。

当町ではこれまでに、商工会青年部などに事業委託し、平成21年度から平成30年度まで、婚活イベントを実施してまいりました。累計587人の参加者のうちから71

組のカップルが誕生し、成婚率は2組でございました。

しかし、現在は、婚活イベントは行ってございません。

さて、日本人の結婚しない理由は、厚生労働省の「結婚と出産に関する全国調査」によりますと、第1位が「適当な相手に巡り合えない。」ということでございます。このA I婚活と申しますのは、これまで、職業、住所、年齢、容姿、趣味などに限定されていた情報に加え、人工知能により「自分に好意を持っていただく可能性のある人を抽出する、割り出す。」というものでございます。そのため、結婚を希望する登録者情報の多いことが条件となります。

このA Iを活用した婚活は、既に多くの民間事業者である「結婚相談所」「マッチングアプリ」「結婚情報サービス」で導入されておりますが、地方自治体での導入は、少ないようでございます。

議員御提案の、紀美野町でも婚活にA Iを導入してはどうかということでございますが、現在、町内では婚活イベントは行われておりませんが、今後、婚活イベントを再度行う際には、A I婚活アプリの導入も検討したいと思っております。ただ、このA I婚活システムは、結婚を希望する多くの登録者データの中から、A Iを使って選び出すシステムでございますので、規模の小さいイベントでの活用は少し難しいものと考えてございます。

以上「婚活のA I導入について」の答弁とさせていただきます。

続きまして、8番目の「公衆トイレの充実について」の御質問にお答えさせていただきます。

現在、紀美野町には、11か所の公衆トイレがございます。

かつては、観光客や入川客のために設置されたものでございますが、新しい道ができたことにより、人の流れが変わったことや、入川が禁止されたために利用客が減り、10年近くくみ取りがされていないトイレもございます。

また、約半数は設置から50年以上が経過し、施設が老朽化しているのも現状でございます。

現在、公衆トイレの在り方について、整理する必要があることから、トイレの使用状況を調査し、観光客の導線や利便性を考えた上、地区の意向もお伺いしながら、適正な場所へのトイレの設置・維持管理、不要なトイレの撤去について検討してまいりたいと考えてございますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、西口議員御質問の「特産品の奨励について」、「婚活のＡＩ導入について」、「公衆トイレの充実について」の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 私からは、西口議員の５番目の「町民一斉清掃の見直しについて」お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、過疎化により一斉清掃への参加人数が少ない地域や、高齢化が進み参加が困難な方がいることは承知いたしております。

紀美野町青少年育成町民会議が提唱する町民一斉清掃は、「子供から大人まで、地域のみんなが力を合わせ、自分たちの町を自分たちで美しくしよう。」のスローガンの下、区長はじめ町民の皆様に御理解、御協力いただいて、毎年５月と１０月に実施しています。実施に当たっては、安全面に十分配慮し、無理をしない範囲でお願いしているところです。

地域によっては、一斉清掃日ではなく、別の日に実施するなど、それぞれの地区において地域の実情を十分考慮の上、様々な工夫をいただいていると認識しています。令和３年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大が心配されるところですが、今のところ実施の方向で検討しています。議員の御指摘を踏まえ、地域の実情に合わせて無理のないよう実施範囲を検討し、住民相互の理解の上で適切に実施していただけるよう、区長会においてお願いするとともに、広報においても周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） 私の方からは、西口議員の６番目の「公共施設の個人貸付けについて」及び１０番目の「テレワークが奨励されていることについて」の御質問にお答えをいたします。

まず、６番目の「公共施設の個人貸付けについて」の御質問にお答えをいたします。

当町の遊休施設については、地元団体等に貸出しを行うなど、有効的に利活用を図ってきているところであります。

議員の御質問は旧志賀野保育所の貸出しの件だと思われますので、この件についてお答えさせていただきます。

旧志賀野保育所につきましては、特定非営利活動法人きみの定住を支援する会からの申請により、貸出しをしております。このことについては、特定非営利活動法人きみの定住を支援する会が、町と強く連携し移住定住施策を進めていくNPO法人であることや、Iターン者のビジネスモデルの確立を図るためのサポート等を行い、この地域での事業展開が地域の活性化と定住促進の拠点にしていきたいということ、また、志賀野地区の全区長さんからの同意もあり、貸出しをしているものであります。貸付期間については、紀美野町財産規則において「建物その他の物件の貸付け10年」と規定しておりますので、本規則に基づき双方協議を行った上で、貸付期間を設定をしております。

また、貸付金額につきましては、当町で賃貸借を行っているほかの物件の貸付金額等を考慮した上で設定をしているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の10番目の「テレワークが奨励されていることについて」の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス禍において、テレワークや企業の地方分散化が進んでいる現状において、当町でも企業と人の呼び込みの取組の重要性は認識をしているところでございます。企業の誘致に関しては、県においてはオフィス賃借料や通信回線使用料・求人広告費などの企業誘致に対する補助がございます。現在、未利用の町有施設の有効活用を検討すると同時に、サテライトオフィスやテレワーク等に使用する場所においては、工場のような大きな面積を必要としないため、空き家等の活用なども視野に入れながら、また県の関連部局と協力しながら、すぐには効果が出にくいとは思いますが、町における補助制度の創設も含め、企業及び人の誘致に向けた取組の検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） 私からは11点目の「消防団員の高齢化と消防職員について」の御答弁をさせていただきます。

消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のため、果たすべき役割はますます大きくなっているところですが、全国的に消防団員数の減少と、平均年齢の上昇が進み、消防団員の確保が大変困難な状況となっています。

このような状況下、当町においても高齢化は否めませんが、国から示された消防団員確保施策に基づき、定年制を設けていないところであります。

以前にも議員から類似の御質問をいただき、御説明をさせていただきましたが、消防職員の定数は消防組織法に条例で定めることと明記されています。また、その人員は消防庁告示である「消防力の整備指針」に定める人員を目標として配置されることとされておりまして、消防本部及び署所の管理する消防用自動車を常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員数、通信員、予防要員、総務事務等の執行に必要な職員数を合算し、かつ、勤務体制等を勘案した数とされています。これらは、町の人口との関連性が非常に大きく消防団員の高齢化が進んだからといって安易に変更することができないものと理解しているところです。

なお、消防団員の高齢化対策として、新たに配備する車両には、小型動力ポンプ自動昇降装置の装備や積載資機材の軽量化を図るなど、団員の負担軽減に向けた取組を積極的に行うとともに、県消防学校における各種研修や当町独自の取組として、消防団員等公務災害補償等共済基金から講師をお招きし、安全管理セミナーや消防団危険予知訓練を行うなど、安全管理教育の徹底を図っているところです。

つきましては、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、できる限り現有の常備消防力を維持できるよう努めていきたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） まず、1点目です。高齢化が進んで限界集落になってきているという、国の65歳以上の高齢者、2020年は総人口の28.7%という、国がこの。

○議長（伊都堅仁君） 西口議員、まずマスクしてください。

○7番（西口 優君） はい。

国の平均に比べて、高齢化率が高いっていうのは、どっかに原因があると思うんですよ。そら、全国的な問題かも分かりません。だけど、国に比べて高齢化率が高いというのは、きっとどっかに原因がある。だから、その原因があるということは、その原因を捉えて、そうして改善策を考えなければ、このまま高齢化がますます進んでいくと大変なことになってくるような気がします。だから、その点を再度聞かせていただきたい。改善策ないんかも分かんけど、だけど、そういう努力が必要だと思います。だから、その点のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、全国的な人口減少問題が大きな課題となっておりまして、世論を騒がせているところでございます。その原因といたしましては、一極集中への弊害も指摘され、特に地方における人口減少、限界集落問題がクローズアップされまして、当町におきましても和歌山県で2番目に消滅する町と言われております。

当町におきましては、第2次長期総合計画によりまして、2040年には6,500人、そして2060年には5,000人として目標を立て、各施策を現在実施をいたしておるところでございます。特に、移住定住施策といたしましては、議員御承知のとおり、平成18年から重点的に取組を行いまして、現在まで86所帯159人が定住をいたしております。また、道路整備を始め、観光面等々を環境整備、さらには今議会に上程をいたしております、教育面に至るまで各施策を実施し、そして子育てやICT教育の進んでいる町として、若者が定住できるまちづくりを現在進めておるところでございます。

しかしながら、全国的な人口減少の中で、和歌山県におきましても御承知のとおり、一定数の減少が見られます。また、人口組織の中では致し方のないものと思慮をいたしておりまして、その後の動向に各施策が効果を発するものと積極的な取組を今後行ってまいりたい、そのように考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思い

ます。あくまでも、やはりＩＣＴ教育、また子供の子育てのしやすいような環境づくり、これをつくることによりまして、総合的に定住施策は進んでいくであるということで、現在取組を行っておりますので御理解を賜りたいということです。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） ただいまの町長の答弁の中で、人口減少がやむを得ないという、こういう前提で進んでいるように思います。確かに、現実問題として人口の減少は止められないのかも分かりませんが、そういうふうな形であつたら、減るのはやむを得ないっていう、この前提がもう少し前向きに増やせる方法っていうのを、増やせることを努力しても実際には増えてこないのかも分かりません。だけど、減るのをやむなしというこういう前提でいいのかどうかという、そういうところに不安が思えるわけですよ。だから、もう少しやっぱり増やすための努力を今よりも増やしたいって、こういうふうにそれは現実問題としては非常に難しい問題だと思いますが、やっぱり減るのは減っていく、人口が減っていくということを容認するような形のやむなしという、こういう後ろ向きの姿勢でいいのかな、こういうふうに思うんですけど、その辺の答弁を再度求めます。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたしますが、今の社会全体のこの現状、日本全体を取り巻いてる現状をまずつかまえていただきたい。そして、そうした中で、じゃあ当町においてははどうしていったらいいんだろうということで、まず当町においては定住施策というのを、平成18年から進めてはおるところでございます。そうした中でも、依然として和歌山県全体におきましても、人口は減少してるということを捉えまして、やはりこれは観光面において、また教育面においてもできるだけ子育てのしやすい、そうした環境づくりをすることによって、また若い人たちにこの定住をしていただける努力ということで、今進めておるところでございます。したがって、議員おっしゃられるように、その減って当たり前やというような考えじゃなしに、このいろいろの施策が今後花咲いていく、そうしたことを思いながら、この施策を実施しているというのが現状でございます。

しかしながら一方では、やはり厳しい人口問題、減少問題がございます。これにつきましては議員も御承知のとおりです。全国的な減少問題、また和歌山県においても減少

している、そうした中で当町はどういうふうにやっていったらいいかということで、各施策を実施してるということでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

さらに、もしこんなことしたらどうよというふうな御提案がございましたら申し出ていただいて、そして我々でまた検討させていただく、そうしたことも兼ねて御答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 1点目はこれで。

2点目について、これは簡単な確認事項ですけどね、副反応が出た場合、それによってその治療にかかる医療費っていうのは、役場が持ってくれるのかとか、それとか、当然仕事を休むっていうことになる、休業補償とかっていう部分もあろうかと思えます。本来こういうところで議論する話じゃないような気もするんですけど、交通事故なんか場合だったら治療にかかる費用も休業補償も出る、だから、そういった部分の認識、実際問題として副反応が出て仕事を休まんなんとかっていう場合、その責任の所在っていうんですかね、そういうのはどこになるのかな、こういうふうに思うんですけど、その辺の確認をしときたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の御質問にお答えします。

コロナワクチン接種について健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済となり、国の制度の下救済をする仕組みとなっております。予防接種と健康被害との因果関係をまず調査することが必要でありますので、まずは町のほうに相談していただいて、その相談内容について、国のほうに報告をします。その国の機関のほうで設けられてる疾病・障害認定審査会というところのほうで審議をして、因果関係について認定された場合に救済する制度が設けられているところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、休業補償については現在の給付の種類の中では、現在当てはまる項目はありませんが、医療手当とか年金とか等々の、その他の救済制度は現在ある状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の答弁の中で休業補償は補償されないという、こういう理解でいいのかなと、だけど原因があって、原因によって事例が起こるという、こういうふう考えた場合、副反応があって仕事を休んだときに、今までの事例がないとかあるとかそんななってくと、全く国相手に争うってことできないですわね。その1日休んだ、2日休んだってなったら、そういう短期のことに對して、現実問題として、現実的でないというのかな、そんな場合どうなるんやって思ってしまうんやけどね。そういうふうな今までの事例っていうても、そんなんで休業補償なんて請求できるのかどうか。大体だから、ある程度概略だけでもこうなりますというんでなかったら、一般の人が国相手に争うてくださいって言われても、どうにもならんと思うんですよ。だからその辺の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） ワクチン接種を受ける際については、そういう点についても不安な点だと思います。そのあたりについては、国と県と調整しながら個人に負担のないように調整をしていきたいと考えておりますので、現在のある救済制度を活用しながら、町としてもしっかりその方々について支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 今の答弁だと国と県に對して相談していくという、こういうふうな話聞こえたんですけど、休業補償っていうのはなかなか難しいと思うんですよ。そういった場合、それも含めて県なり国のほうへ働きかけてくれんのか、そら相手のあることやけ、ここでの回答は難しいかも分かりません。だけど、せめてそういうふうな働きかけをしてもらえるのかどうかだけ答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、この休業補償云々となりますと、非常に難しい問題が出てくる。そんな中で、やはり先ほども課長が説明させていただいたとおり、この予防接種法等々の適用を受けながら、国、県と相談しながら、できるだけ救済の措置を受けられるように話を進めてまいりたいというふうなことで御理解を賜りたいと思います。これは町だけでそれを対応するのではなしに、やはりこの国のほうで責任を持つと言うてるんですから、したがいま

して、県を通して国のほうへ相談をさせていただくと、こういうことでございますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口 優君。

○7 番（西口 優君） 3 点目です。用地の確保が難しい、多額の費用もかかるという残土処理場について、そういうふうな話だったんですけど、いずれは今の残土処理場も満杯になる、いずれはね。そうしたら、そのいずれなるんやったら、それを先に確保しても、しょせんはそういうふうにご利用者があって処理場が運営できると考えた場合、利用者の利便性、その紀美野町っていうのは車で走ったら 40 分ぐらいかかる、かなり長いところになっておりますよね、地形が。そうしたときに、その処理場が今は 1 か所やけど、それを複数か所設置すれば、近いほうへ搬入することが可能かなと、この素人考えですけど、そういうふうに思うので、やっぱり処理場っていうのは複数か所あったら近いほうへ搬入することが可能になる。だから、そういうふうな考え、いずれは今のところもいずれは満杯になる。そうしたときに、また次の候補地を探していかなきゃいけないかも分かりません。それやったら今から考えても別に問題ないんじゃないか、こう思うんですけど、その辺の答弁を再度求めます。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

確かに、残土処理場につきましても、いずれ満杯になって利用できなくなるということにはなろうかと思えます。ただ、町としましては、安全に搬入できる、安全にアクセスできる、それと県内には公営で運営されてるところっていうのは 3 か所ぐらいしかございません。あと民間で運営される場所は 60 か所ぐらいありますので、民間活力の期待を込めまして、今のところ基本的に複数の町では残土処理場を運営する考えは今のところございません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口 優君。

○7 番（西口 優君） 本来、残土処理場について、本来はやっぱり企業者側っていう、実際には紀の川から対岸やと思いますけど、紀の川も流域が長い、そうして紀美野町も東西に長いという、こういうふう考えたときに、やっぱり複数か所あったほうが利用者側から考えた場合利便性が増すんじゃないかと、こういうふう思うんですけど

ど、しょせんは利用者側がまず第1にあつて、それを受け入れるっていうふうになろうかと思うんですけど、そういうふうにと考えたら、その何か所かあれば利便性が増すんじゃないかなと、こういうふうと思うんですけど、再度の答弁求めたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、この公共残土、これの処理場ということで、あくまでも公共です。したがいまして、公共事業で発生する、そうした残土とか土砂とかしゅんせつのための土砂と、こういうことでございますので、一般の場合は、これまた一般としてまた別です。したがいまして、当町としては公共事業をしていただいている、そうした手前、やはりそうした残土処理場も利用し、そして事業の進捗、これに寄与していただくというようなことから残土処理場を、今運営をみてしておるところでございますが、この残土処理場とは簡単に言いますが、やはり残土を処理するためには埋立てをしていく、そうした地形から始まって下流域におけるいろいろ障害が出ないように配慮するとか、そうしたことで非常に難しい問題もございます。以前、紀美野町内でももう一か所ありました。話があったんですが、県のほうの環境保全公社からその場所を見にきたときに、地元の反対を受けて、この話がぼしかったというふうなこともございます。したがいまして、議員おっしゃられるように何か所もあったらええやないかということでございますが、一概にそうじゃないしに、今ある残土処理場を1つ完成をさせていくと、満杯にさせていくということをまずもってやっていきたい。そして公共事業の進捗、これをいかに進めていただくかということに対する協力ということで、今、町としては運営をいたしておるところでございます。ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 4点目です。ゴンパチジャムとかっていうの、4件を採択してるという、このこれを広く知らしめるというんですかね、そのあんまりそういうのを実際知らない。私の勉強不足と言やあ、それまでかも分かりませんが、やっぱりそういうふうな特産品が4件採択されたんなら、こういうふうなもんが新しく採択されますよという、こういうふうなことをもっと広く知らしめる方法が必要かなと。やっぱり紀美野町ではふるさと納税額が割とやっぱり少ない、もっと多いところもあります。だから、そういうふうな発信が弱いんでないか、こういうふうと思うんですけどね。そ

の辺の取組についてはどのように考えてますか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在その4件採択したそれぞれのお土産品と申しますのは、今現在施行中でございまして、完成後周知等していくこととなると思います。

それから、紀美野町の産品っていうのは推奨品だけでも24品ございまして、そのほか一般個人の方の産品というのは、それを足しますとかなりの数がございます。それらに関しましては、今後、今現在ふれあい公園であったり、生石山であったり、とれたて市場、それから貴志川のよって等の一部出したりしてございます。今後ともそれらのところには出していくようなことで努めてまいりたいなと、町が出すわけではないんですが、そういう団体さんが出ていけるように、また協力できればなと考えております。

それから、町の取組としましては、サービスエリアでの直売を行ったり、そういうこともやってございますので、また広く町のそういう産品が紹介できるように努めてまいりたいと考えてございますので、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） この際、ちょっと聞かせといってもらいたいと思うんですけど、この特産品っていうのは、登録するときには一定の登録費用がかかる聞いてます。そうしたら、奨励金と登録費用との関係ですかね、それが登録費用のほうが高くつくなかなか尻込みしてしまう。だから、当然新商品の作るのに時間がかかって登録するのにまたお金がかかるという、そうしたときにはなかなか前向いて進まないような気がするんですけど、その点の関係がどうなってますか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

登録費用と申しますのは、保健所か何かに登録されるお金のことかなと思うんですが、その分については今のところ町からの補助とかそういうのはございません。それで町の先ほどお話をいただいた推奨品と申しますのは、紀美野町のまちづくり推進協議会等でお示し、登録したものでございますが、今後そういった周知、周知のほうに力入れさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 5点目です。町民一斉清掃について尋ねたいと思います。

町内に自治会がたくさんあって、本当に少ないところあったら3軒4軒っていうような自治会もあります。だけど、そういったところで一斉清掃ってのはなかなか現実問題として難しい。そうしてまた高齢者ばかりの集落もあります。そんなところで面積は変わらん、年齢だけ毎年いってくるという、こうなったときにね、実際問題として一斉清掃しますよと言ったら、なかなかその参加したくても参加できない、かえって気まずくなるという、こういうふうな顔合わせるのに気まずくなってくるよっていうふうな、こういうふうな話があります。だから、役場っていうのは地域、各自治会、その区長会でいうて来れないじゃなくて、現実には地域の実情っていうのをどこまで本当に把握しているのか、その把握した中でこの地区あったら一斉清掃可能とか可能でないとかっていう、こういうふうな実情を役場でこういうふうな話しても、なかなかその実情までは届かないと思います。だからそれ確かに自治会によってうちはこんなんするよ、あんなんするよって、こういうふうになろうかと思うんですけど、まず役場がどこまで実態の把握をしてんのか尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質問にお答えしたいと思います。

現実、個々、一つ一つの区、自治会においてどのような清掃活動されてるとかっていうことは、現在全てを把握しているような状況ではございません。ですので、あくまで意識づけを今のところはお願ひして、その1つの手段が一斉清掃ということの手段であるということで考えさせていただいてます。ですので、実施についてはあくまで安全面に配慮していただいて、無理のない範囲で、できる範囲でということで、その分が十分皆様方にはお伝えできてないところもあったかと思います。ですので、今年度は改めて区長会を通しまして、再度その趣旨のほうを説明させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 確かに把握は難しいって言やあ難しいかも分かりません。

だけど、私町内全部の地区を回らせてもらって、この地区3軒しかない場所って、家はたくさんあんなんけど、世帯数聞いたらそのぐらいうって、だけどそんなんで、それも80回ったような人らばかりで、その一斉清掃っていうのは、確かに役場がこんなんし

ますよって、してくださいねって言ったところで、現実と伴わない。そういうふうなことを考えたときに、幾ら旗振っても、なかなかそんなに現実には届かないという、こういうふうに思うんですけど、こんな実情が分かってて、その実情に沿ったような形の行政をしなかったら、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、その点どうなんでしょうかね。やっぱりその地域、地域の現状を把握して、そうしてっていうんじゃないと、役場から発信するだけで、事は済むんかなって思うんですけど、その点の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 今の西口議員の御質問にお答えします。

現在、役場が一斉清掃の機会を年2回設けて呼びかけてるわけですが、実際に今おっしゃったように3軒しかないとか、あるいは高齢者だけでなかなかできないとかっていう地区だんだん増えてきてると思うんです。だからそういった面では次長が言いましたように、区長会で呼びかけさせてもらうっていうことは、その班なりでお互いにもう無理せんとこらよって言ったり、そういう形で、こちらは呼びかけてるんですけども、できる範囲っていうのは多分地区によって違うと思うんで、そういったことでお互いに気持ちが悪くならないような形でいけるようにね、地区の人たちが話し合って決めていくっていうのが大事だなという、そういうふうに考えます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 6点目です。公共施設の個人貸付けという、この中で家賃価格というのに、その金額を説明いただけませんでした。

それと、特定非営利団体に貸し付けていくという、私そこの家行かせてもらったときに、非営利団体という、その団体活動っていうのが見受けられない。そら確かにたまにのぞきに行ったからって、団体の活動は見えないだけかも分かりませんが、非営利団体というのは、どのような活動実績があって、そして家賃価格はどういうふうという、これ先に聞いたときに、家賃価格はその値段ってさっき説明なかったんですけどね。実際は、幾らで借りてもらってという部分。そして、その団体の活動というのは、どのような活動されているのか尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 西口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ここの家賃価格なんですけども、算定の方法といたしましては、先ほど言いましたように、近隣の町有施設の賃料を参考にいたしまして設定をしているところでございます。金額につきましては、年額で34万6,260円という金額で貸付けを行っているところでございます。

私からは以上です。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） 私からは、このNPO法人きみの定住を支援する会が、この旧志賀野保育所をどういうふうに活用しているかっていう説明の中で、少しききさつも交えて説明させていただきたいと思います。

移住者が定住してもらうには、いろいろな形があると思うんですけども、ある移住者さんの場合、作業場を探して、当時10年前に作業場を探していたっていう中で、定住を支援する会の会員でもあったため、その定住を支援する会が移住後の仕事が成立するようにサポートをしなければ、やっぱり移住が進まないっていうところがありまして、志賀野地区で保育所が休園になっているということで、定住を支援する会が取組として、この志賀野保育所を利用したビジネスプランというものを考え、そのビジネスプランの中で目的としては3つありまして、保育所を休園している保育所を活用する。そして移住者の定住後のビジネスプランを確立する。そして志賀野地域の活性化を図るっていうこの3つの目的の中で、町へとまた志賀野地区の5地区の区長さんにも説明をしたところ、志賀野地区からは作業場と、活動のPR拠点というふうにするだけではなく、ここを住まいの拠点としてほしいという強い要望があったため、今現在住んでいる方がいらっしゃるということです。

そして、この保育所の活用でございますが、そこでその移住者さんが生活して仕事をするという、仕事ぶりを移住希望者さんに見てもらう。また、その施設を利用して移住者向けの木工ワークショップや移住説明会なども行ってきました。そして、移住希望者さんから要望があれば、先輩移住者として紹介をし、生活ぶりの話とか相談に乗ってもらおうということもしてもらっております。特に紀美野町で起業を希望されている移住者さんに対してとか、その移住者さんは子育てもしているところから、小さなお子さん連れの移住希望者などは、積極的にそういう方を受け入れて相談に乗ってくれております。また、そういう実績の中で、結果として移住者が紀美野町でのビジネスモデルに成功したと。そして地域で子育てをしている、そして地域の行事にも積極的に参加し

ている、そしてまた地域の一員となっているということで、これが活動と実績の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 7点目です。婚活っていうのは、今実際にコロナの影響で人との出会いが難しくなってる。紀美野町においては、それは結婚を奨励して地元に住んでくれる人が1組でも増えたらいいという、こういった中で、あらゆるところで出会いを増やすという、その自治体でA Iの婚活を導入しているところは少ないと聞かせてもらったんですけど、ネットで調べると何件かあります。だからやっぱり紀美野町においても、今は出会いが難しければそういうふうなA Iの婚活を進めては、別に何も弊害はないと思うんですよ。だから、そういうことをやっぱり奨励してはどうかと思うんですけど、その辺の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

A I婚活のシステムと申しますのは、基本的にはシステムA Iの人工知能の部分でございます。全てシステムが稼働させるには、そこに入れるデータというものが必要でございます。そのデータと申しますのは、当町でいきますと、約人口が8,500人しかございませんので、そのうち結婚対象者ってなってくると、非常に少ない状態となります。それでそこから要望者のみの対象となりますと、まだまだ少ない数となります。実際に、大きな企業、基本的にA Iの婚活を導入しているところは、ほぼ民間が多くなっております。地方自治体におきましても、入れている、導入しているところは県単位でございます。市町村単位っていうのは調べても出てきません。それで、それはどういう感じかと言いますと、A Iのシステム、A I婚活のシステムと申しますのは、ルックスを基準としたらA Iルックスっていうパターンと、それからA Iヒストリーという2種類がございます。そのヒストリーというシステムにつきましては、好み、傾向、それから、それらのデータが過去からのお見合いのデータを集積した上でA Iがそれを判断して抽出するというものでございますので、地方で一市町村が入れるのは非常に難しいという部分がございます。そういった部分が小規模でも、A Iが発達して小規模の自治体でも導入できるようなことになれば、導入も考えていけるんじゃないかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 8点目です。公衆トイレの充実について尋ねたいと思います。

町内確かに何か所か公衆トイレあるんですけど、道ができて、新しい道ができると、古い道のほうに公衆トイレがあって、新しい道を走ると、全く当たらないという。それと、確かにこのトイレはもう使っていないという思われるようなトイレもあります。だから、その表示方法、うつせないところだったら、ここあっちにありますよという、その表示を新しい道につける、そうして建て替えやんなんところは建て替えやないと仕方ない、その確かにかなり古いところあります。これやったらさすがに私でも使えないなというところもあります。だから、そういうところを年次計画なり何なりで、改修していくという、その表示はそんなに難しくないと思うんですよ。あそこにありますっていうだけの表示だったらね。だから、そういうところをまず徹底して表示を行うという、だから、そんなんやったら簡単にできると思うんですけど、その辺の考え方をちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際にトイレのほうは非常に古く、そこに公共施設トイレがあると、逆にゴミをほっていかれる、掃除に行くのが非常に大変だっているのがずっと続いてございます。中にはバーベキューのコンロであったりとか、そんな物まで捨てていくような状況でございます。それで、そういうのが捨てられたら、うちはすぐ対応して撤去に行ったりはしてる状態ではございます。

それでトイレについてなんですが、表示に関しましては、リーフレットであったり、看板であったり、そういうところが設置してございますが、古いちょっと使用が汚いような、汚いつて申し訳ないです。ちょっとかなり汚れているようなトイレに関しましては、あまり表示は実はしていないような状況でございます。現在、トイレにつきましては、町内で各間隔的に観光拠点等と勘案しながら見直して設置を改めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 9点目の育児休暇のっていう、その取得率。

令和元年で1名で8.3%、2年度はなしという、こういうふうな話。本来はその理想を言えば50%が理想かなと、そういうふうに思います。男女共に育児っていうことを考えれば。だけどかなり低いということを考えたときに、何かが原因とも当然そういうふうな原因があって、そうして改善方法がこうやという、こういうふうな部分があるかと思うんですけど、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、西口議員の質問にお答えをしていきます。

まず、女性の取得率は100%となっております。ですから今までの男性が育児休業を取るという、そういう社会的な状況も劣ってはおったと思いますし、意識も低かった、そういう状況であって、まだ現在もその意識が改善されていないのが現実かと思います。それで役場としましては、その職員が対象となった職員が、自分が休んだ、長期的に休んだ後どんなんなるんやろ、仕事みんなに迷惑かかるの違うかな、そういう思いをまず抱かせない政策っていうのは、当然大事であるので、その職員の代わりの違う職員の雇用するとか、そういうことにも当然力を注いでいって、そして取得しやすい環境をつくると同時に意識改革にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 今までの社会風習から考えると、確かに男子職員のその育児休暇っていうのは、取得率が低いのは理解できます。だけど、時代とともにそれが変わってきているという、だからこれをやっぱり増やしていかなきゃいけないんじゃないかなと、こういうふうに思うんですけど、この意識改革っていうのはなかなか確かに町長の考えで変わると思うんですよ、そういうふうに自由に取れるんやでって。やっぱりそういうふうなことでなければ、男女の共同の権利があるという、こういうふうなところに影響が出るんじゃないかなと、だからやっぱりそういうふうなことを、これからは時代の変化に合わせて変えていかなきゃいけない。そう思うんですけど、その辺の考え方を再度求めたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の9番目の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、町は決して取りにくい、そうした状態であれしてるんじゃないんです。あくまで

も社会全体の風潮として、今よう新聞なんかでも載ってますが、男性は少ないと、休暇を取るのがっていうようなこともございます。しかし、町といたしましては、決して男性が取ったら悪いとか、そしてまた男性が取りにくいというふうな、そうした環境にはしてないつもりでございます。しかしながら、やはり自分の担当する職員は、自分の担当をいかにはかしていったらいいかとか、また、2週間なり3週間なり休んだときに、自分の仕事をどないなってるというのを自覚の下に、これは取るか取らんかということで判断されてるものと思います。決して町は取るなとか、そうした環境じゃございません。取るんであれば、取っていただく。そうしたことで進めておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。そしてまた、今議員がおっしゃられるとおり、女性ばかりじゃなしに、男性も取れるような環境づくりを今後とも進めていきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 10番目を飛んで、11番目。消防職員の定数ということについては、そら条例で定めてるという、町の人口の因果関係が大きいという、確かにこういうふうに人口が減ってきている中で、消防職員だけ増やすというのは非常に難しい。だけど、面積的には全く変わりはないんですわね。そうしたときに、高齢者が増えてくる、当然消防署の救急車の必要性も増えてくると、こういうふうに考えたときに、やっぱりいざ災害なんかがあった場合、団員が高齢になってくると、それに見合う、相反して職員数を増やさなかったら、いざ災害が起こったときに対応できなくなるんじゃないかなって、こう考えるのは私だけじゃないと思います。近くでは、有田川町が60歳定年を設けています。当然、60歳定年があるということは、定年を超えたら消防団活動がしにくくなるんじゃないかなと、こう思うんですけど。そら紀美野町の団員さんはまだまだ元気やと言われりゃそれだけのことやけどね。団員が高齢化になってくる、そうしたときに今までと同じように業務を遂行しようと思えば、何らかの工夫が必要かなと、それでなかったら確かに機器が軽くなっていく、軽くしているというような話もあろうかと思いますが、実際にそういう問題だけじゃなく、捜索なんかにしても、足腰が衰えてくるといいう、こう考えたときに毎年体力が落ちてくれば、それに見合うだけの業務の工夫が必要になってこようかと思います。だからどんな工夫してんのかな、こう思うんですよ。年々年寄ってくるというのは決まってるわけですよ。そうしたときに、

年に見合うような形の工夫をしなかったら、同じ業務っていうのは行えにくい。だからどんな工夫してるのかなと。その口で言うのは簡単やけど、現実問題としてはなかなか難しい、だからその辺の工夫というのを聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 西口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、県内で定年制を設けてる市町の今お話が議員からございました。実情的には設けられてる市町というのは、和歌山県内で8市町で一応定年制が設けられているといったような状況でございます。そんな中で紀美野町は、国から示されております消防団員の確保施策、この中に定年制は設けないこと、また設ける場合でも定年年齢を引き上げなさいと、これはやはり現状高齢化、また人口の減少が続いてる中での苦肉の国として出した施策だろうと思うんですが、その国の施策に基づいて紀美野町は設けていないという状況でございます。

そんな中で、先ほど議員おっしゃられたように、やはりこの消防力の維持というのが重要やということは、これは当然の話でございまして、議員おっしゃられるように消防団が入ったから常備消防の職員を増やせというのは、これは非常にありがたい話ではあるんですが、やはり町のいろんな実情を考えた場合には、今の人員がやはり維持することが、やっぱり最善の策かなっていうふうに考えているところです。

そんな中で工夫ということなんですが、やはり人員が減ってくるとなったならば、団員さん一人一人の資質の向上、こういったことやはり目指す必要があるんじゃないかなと、それと、常備消防と非常備消防の連携、こういったことが必要じゃないかといったようなあたりで、いろんな資機材、装備、こういった物の充実、それとそれに伴う訓練、それと常備消防、また非常備消防連携しての訓練、こういったことも一応定期的に行うといったような形で、町の消防力を維持する、まず今のところは努力をしてるといったような状況でございます。

それと、あとは近隣市町、また常備消防官の相互応援協定といったようなものも結んでおります。これは、人口減少高齢化ということに関しましては、紀美野町のみならず、周辺市町においても同じような状況でございます。今後はこういった制度を活用して、もし有事の際には適切な消防の維持、これに努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、西口議員の一般質問が終わりました。
しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時３６分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４８分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、１番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（１番 桐山尚己君 登壇）

○１番（桐山尚己君） １２月議会に引き続き、新型コロナウイルスへの対応について。そして、いよいよ日本でも接種が始まったコロナワクチンの信頼性、危険性について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症 c o v i d - 1 9 と呼ばれてますけれども、この感染蔓延が始まって既に１年以上が経過いたしました。昨年９月及び１２月議会においても申し上げましたが、少なくとも日本では新型コロナウイルスが当初心配していたほどの危険性の高い感染症ではないということが徐々に分かってきたと思います。それとともに、日本政府をはじめ各国政府の対応についても賛否両論があり、それぞれの対応の妥当性についても議論されるようになってまいりました。そしていよいよ日本国内でも新型コロナワクチンの接種が始まった現時点において、改めて現状を再確認しておきたいと存じます。

まず、新型コロナウイルスというはどういうものなのかと、つまり、致死率などから見て、恐ろしい感染症と言えるものなのでしょうか。

次に、新型コロナウイルスの感染を診断しているＰＣＲ検査や、その運用方法は妥当と言えるのでしょうか。

さらに、こうしたＰＣＲ検査による診断や自粛要請、緊急事態宣言の発出及び延長など、国、政府や厚生労働省の対応の方向性、基本的にはこれに基づいて都道府県や市町村が対応しているわけですが、この対応の方向性は間違っていないのでしょうか。

さらには、過熱するマスコミ報道により、我々国民は実態を正確に把握できていると

言えるのでしょうか。

そして最後に、史上初めての遺伝子ワクチンとも言われる新型コロナワクチンですが、このワクチン接種には一定数の国民が不安や疑問を抱いているのが現状であります。この新型コロナワクチンを接種するメリットとデメリットについて、それぞれどのようなものがあるのでしょうか。

私はこの新型コロナに関して、偏向報道ともいえるようなマスコミの報道姿勢や、政府や厚生労働省等中央官僚の打ち出すコロナ対応方針について、少なからず疑問を感じているところであります。副反応という健康被害のリスクを負って、新型コロナワクチンを接種するのか、しないのか、各人が決めなければいけないときが到来した今、テレビ等のマスコミによる一方的な報道だけでなく、その他の情報を多少なりとも手元においた上でワクチンを接種するかどうかという決定を、町民の皆さんにしていきたいと思い、今回の一般質問に臨んでいる次第であります。

これを踏まえ、執行部の見解をお聞かせいただきたいと存じます。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、桐山議員にお答えします。

まず、1つ目の御質問、「新型コロナウイルスとはどのようなものなのか」についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若い方は低い傾向にあります。令和2年6月から8月にかけてのデータでは、重症化する人の割合は約1.6%、死亡する人の割合は、約1.0%となっています。

一方、季節性インフルエンザで死亡する人の割合は、0.1%程度とされているため、新型コロナウイルスの致死率は高く、怖い感染症と認識しています。

比較するにはデータの的に十分でない段階ではありますが、徹底した感染症対策により、感染者を抑え、人の生命を守り、医療提供体制や社会機能を維持していくことが重要であると思われます。

次に、2つ目の御質問「PCR検査及びその運用方法は妥当なのか」についてお答えします。

現在、和歌山県では、発熱など風邪などの症状がある場合は、近くのかかりつけ医での受診を呼びかけております。肺炎や味覚臭覚障害が認められ、医師が診断上必要と認める場合に、PCR検査を実施し、陽性・陰性の判定を行っています。

PCR検査は、昨年10月から今年1月に実施した調査によると、医師や地方衛生研究所などで実施する「行政検査」では、陽性、陰性の判定正答率は96.4%から99.8%との結果でした。この判定正答率については、コロナに感染している人を調べた場合、陽性とする確率、感染していない人を調べた場合、陰性とする確率のことです。

ただし、検査は、医師の判断の下で、また、適切な時期に検査をしなければ、検査の精度が落ちます。

PCR検査の運用方法については、国の専門機関のほうで十分に検討し実施していることと考えておりますので、妥当かの判断は差し控えさせていただきます。

次に「国の対応の方向性は間違っていないのか。」についてお答えします。

日本国内において、令和2年3月下旬から新型コロナウイルス感染者が増えてきたことにより、3月26日、政府対策本部が設置されました。政府は、感染者数や医療提供体制の動向など専門家による分科会の意見を聴きながら、インフルエンザ等対策特別措置法の改正や緊急事態宣言の発出など、地方と連携・協力し適切な対策を講じられているものと認識しております。

次に、「マスコミの報道により国民は実態を正確に把握できているのか」についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、連日のようにテレビなどで報道されております。多くのマスコミは、新型コロナウイルス感染症に関しての正しい情報を発信されていると思いますが、一部、SNS等などでは、情報や信頼度の低い情報が流通していることも事実です。

総務省が、昨年6月に実施した新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査によると、約8割の方が、マスコミからの情報が正しいのか正しくないのか判断できなかったとの結果でした。

住民が正しい情報を取り入れ、正しく行動が取れるよう、町といたしましても、適宜、正確な情報を発信してまいりたいと考えております。

次に「新型コロナワクチンのメリット、デメリットについて」お答えします。

まず、ワクチン接種のメリットは、発症予防において、厚生労働省が契約したファイザーやモデルナのワクチンは約95%と高い効果が見られると報告されています。免疫を高め、重症化を予防するだけではなく、社会全体で流行することを防ぐことが期待されます。

一方、デメリットとしては接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、発熱等の副反応の出現が認められています。また、海外では、接種後、アナフィラキシーショックと呼ばれる激しいアレルギー反応症例が報告されています。中長期的な副反応やワクチンの効果期間等時間が経過しないと判明しない事もあります。

しかしながら、このウイルスの感染により、既に8,000人以上の方々がお亡くなりになり、今なお多くの方々が入院中です。特効薬も開発中の段階です。

こうした中、町といたしましても、コロナウイルスと立ち向かうため、多くの方々に接種を受けていただきたいと考えております。

町民の皆様が自らの判断で接種いただけるよう、安全性と有効性、そして副反応など、ワクチンに関する正しい情報を丁寧にお伝えすることが重要であり取り組んでまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ただいま保健福祉課長にお答えいただきました、まず、1番目です。新型コロナウイルスが恐ろしい感染症と言えるものなのかということで、インフルエンザとの対比でお答えいただきました。ありがとうございます。このような対比というのは、やっぱり必要になってくると思います。いろんな判断をするに当たって、こういう比較というのがマスコミでほとんどされていないというのを、私はすごく誤解を与えかねないということで懸念しているんです、そのマスコミの姿勢というのが。です。ので、今のような保健福祉課長のお答えは大変ありがたく思います。

今のお答えの中で、死亡率が1.0%ということでありましたが、私が2月28日現在、2月末現在で新聞に載っていた数字で計算をしたところ、感染者数が43万2,722人、そのうち死亡者数が7,897人、致死率を計算すると1.82%という数字になっております。先ほど保健福祉課長おっしゃった数字よりもさらに高くなってるわけ

ですけれども。インフルエンザに対する私の認識もざっとですけれども、毎年インフルエンザに罹患して、関連死亡も含めて約1万人というふうに言われておりますね。インフルエンザを発症して、インフルエンザ患者ということで算定されているのが推定約1,000万人ということで、致死率0.1%ということで、この認識については一致いたします。

インフルエンザにつきましては、ワクチンさらにはタミフル等のインフルエンザ用の薬がございますので、全く何もないコロナと比べれば、やはり致死率というのは低くなるということは言えるかと思います。

では一方、同じコロナウイルスの種類であるSARS、もしくはMERS、こういったものと比較した場合どうなのかと。SARSにおいては10%程度、MERSにおいては40%近くという致死率というふうに言われております。そういったものと比べるとかなりやはり低くなってるなという理解はできるかなというふうに思います。

ただ、また後ほど申し上げますけれども、この感染者数、あと死亡者数、この数字が本当に実態を表しているのかというところは私疑問に思っております。この点について当局の認識を再度伺いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルスの感染者数、死亡者数は実態と合ってるのかという御質問だったと思います。

感染者数、死亡者数については、県の海南保健所を通じて県で取りまとめて、国のほうで報告する仕組みとなっておりますので、その実態については県及び国のほうで把握されているのかなと思いますので、そのあたりについては実質的な報告となっていると考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） この感染者数というものを見る場合、PCR検査という、この検査方法に焦点を当てないといけないと思います。先ほど保健福祉課長の御答弁では、PCRでの判定正答率が96%台から99%台ということでしたけれども、このPCR検査方法、これを確立してノーベル化学賞を受賞されたキャリー・マリス博士御自身が、このPCR検査というのをウイルスの感染の診断に使うのは適していないという

ような趣旨の発言を、もう残念ながら亡くなられたんですけれども、コロナが蔓延する1年ほど前に亡くなられているんですけれども、そういう趣旨の発言をされていますが、それは御存じでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） すみません、そのことについては認識しております。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） PCR検査というのは、コロナウイルスの遺伝子情報の一部を取り出してきて、それを基に取ってきた資料がそれに合致するかどうかというものを判定するということなわけです。

実際に今回の新型コロナウイルスでは、塩基配列の0.3%程度の情報を取ってきて、それに合致するものを探していくと、合致するかどうかという検査をするということになってますけれども、これだけ一部、ごくごく一部の遺伝情報であれば、ほかのウイルスと誤認する恐れというのが、かなりあるのではないかと。さらには、PCR検査は本当に一部の少ない情報をコピーして、指数関数的に倍、倍、倍でコピーをしていって、それで判定するというものであるわけなんですけれども、この何倍にするかということによって、その検査の精度も変わってくると。私が知る限り日本国内では45倍という数字が使われてるというふうに理解してるんですけれども、ただし、日本国内においても場所によって45倍だったり、40倍だったり、50倍だったりっていうばらつきもあるようです。国が違えば、また全然違ってくるわけですし、国でも大きなばらつきがあるということでもあります。この45倍というのが、本当にふさわしい妥当な数字なのかという話もあるわけなんですけれども、一般的に言って、30倍から35倍というような、そういう数値を超えてしまうと、擬陽性が出やすいというような見解がかなり出ているようです。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） PCR検査の際に、国のほうでは標準手順書というマニュアルに沿って検査をしていくわけなんですけれども、その部分についてきちんと答弁の中でもお答えさせていただいた、10月から1月に実施した行政調査の中でもきちんとこの国のマニュアル、標準手順書に沿ってできていない医療機関も検査機関もあったということで、また特に最近民間のほうではPCR検査の実施できている数も増えて

はきておりますが、この民間のところについては精度はかなり落ちるという報告も見たことがございます。その部分、手順をきちんとできてるかどうかっていうのを、今後民間の検査機関も含めて、国が指導していくという方向にもうなってるようですので、そのあたり精度を高めて、国のほうでも精度を高める努力をしていると認識しております。ただ、PCR検査の精度は100%ではございません。でも現在の検査ツールの中では一番精度が最も高いものの中で、現在国のほうではPCR検査での検査を最終判断の検査ツールとして行っているところがございますので、引き続き、他の検査等も含めてPCR検査での判定になっていくことだろうと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 以前の一般質問の場でも申し上げましたけれども、厚生労働省はそのホームページの中でPCR検査では新型コロナウイルスとインフルエンザの鑑別は困難であると、つまりできないというふうにしっかりと明記されてるんですね。区別ができないものをどうやって正確にじゃあ判断できるんですかという話になるんですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） インフルエンザとコロナの区別がつきづらいということなんですけれども、そのあたりについては医療関係者で最終的な判断を下しますので、そのあたりについては専門家の接触履歴も含めて医師のほうで判断していただけるものと認識しております。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 接触履歴と含めということでありましたけれども、先ほども肺炎等の症状等を含めて、症状が出た場合、出て診断用として必要と認める場合にPCR検査をするという、そういうお話でしたけれども、無症状者でPCR陽性という人もかなりいるわけです。無症状でPCR陽性出ましたと、それでその濃厚接触者、もしくはほかのその他の情報で新型コロナに感染しているかどうかという判断が本当にできるのか、インフルエンザではないのか、もしくはその他の種類のコロナウイルスではないのか、アデノウイルスではないのか、そういったその区別まで私はできないというふうに思うんです。時間の関係もありますので、このあたりにしたいと思うんですけれども、少なくともマスコミにおいては、PCR検査で陽性が出たということを新型コロナ

ウイルス感染者として報道しているわけです。PCR陽性イコール感染者というふうに認識してよろしいものでしょうか。そのあたりの見解をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質問にお答えします。

PCRの陽性者イコール感染者なのかという御質問だったと思うんですけども、このあたりについても、すみません、専門家のところで判断していただけるという認識でございますので、そのあたりについては、もうそういう回答とさせていただきたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 私もいろいろちょっとこの点については勉強したんですけども、PCR検査での陽性というのはウイルスの断片が、一部がその人の例えば鼻の粘膜に付着しているだけ、付着している、これ暴露というらしいんですけど、ウイルスの暴露、それを意味するのであって、感染というのは、そこからウイルスが人間の細胞に入り込む、それをもって感染というんだと。例えばウイルスの死骸がただくっついてるだけっていう状態でもPCRで陽性が出たりするわけです。そういうものを含めて全てマスコミは感染と、感染者というふうに報道してるわけです。これは、国会での答弁のやり取りでもあったようで、PCR検査の陽性イコールウイルスの感染性の証明にはならないというような、つまり感染しているとは言えないというお答えが出てます。そういうことも含めて、本来であればしっかりと区別しなければいけないことを混同してマスコミは報道してきているという、本来ジャーナリストであれば、そのあたりはしっかりと調べて区別して両方使い分けていくべきだと思います。この間、菅総理が記者会見で使われてた言葉は感染者ではなくて陽性者という言葉が使われてました。そういう使い分けをしっかりとやっていかないと、国民に大きな誤解を与えることになるんじゃないかということで、ほかにもあるんですけども、このこと1つを取っても、マスコミの報道の在り方というのは私は非常に疑問を感じております。

次に、政府のコロナ対応の方向性についてですけども、これは基本的に適切であるというふうにおっしゃってたわけですけども、政府のほうもいろいろと状況が変わる中で朝令暮改とも言えるような、その方針転換というのもされてきております。それはそれで状況に応じたものであれば、私はいいと思うんですけども、ただ、例えば緊急事態宣言が出されて、その後だんだんだんだん感染者の数が減ってきて、もうピークア

ウトして減ってきてるという状態であるにもかかわらず、例えば今回なんかは首都圏の4都県の2週間の緊急事態宣言延長がなされたわけです。一部の専門家からはそんなことはもう全く必要ないと、もう既にピークアウトしてもう下がってきている、しかもそれは2週間前の実態なわけです。感染が判明するのは2週間かかるということですから。2週間前の実態であることを考えれば、ピークアウトして下がってきたということであれば、今の状況っていうのは恐らくもっと下がってるだろうと、そういうことも踏まえて判断をするのであれば、このたびの2週間の緊急事態宣言の延長というのは、全くもっておかしいというふうに主張されてる方が結構いらっしゃいます。それをするによって、感染者の増減に影響が出るというわけではないというふうにはっきり専門家もおっしゃってますし、それをするによって逆に経済的な打撃、さらには経済活動、社会生活が受ける影響によって弱者、非正規雇用の方であるとか、独り親世帯の方であるとか、そういった弱者に大変な影響を及ぼすことになる。そういうことを総合して考えたら、本来政府の取るべき行動は違ったんじゃないかというふうに私は考えるんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 国のほうで、国の専門家による分科会で十分協議して、その上で経済の打撃であるとか、非正規雇用の方々の収入が確保できないという状況はもちろんあるんですけれども、今の時点においては、緊急事態宣言を発出して感染者を抑えるということで、分科会と協議し国のほうで決定されたところだと認識しておりますので、他の専門家の意見についてもいろんな意見はあると思うんですけれども、町としましては感染者を抑えていくよう国が示していることについて、それについて認識してるところでございますので、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） これまで各国が様々なコロナ対応されてきて、日本のように緩やかな自粛で対応するところであるとか、かなりの国がやられてますけどもロックダウンということで、完全に都市機能をストップさせてしまうというやり方、もしくはスウェーデンのようにマスクをしないまま経済活動や社会活動を続行するというような国もあるわけです。スウェーデンの例もしかり、さらにはアメリカの国内なんかではサウスダコタ州はもうマスクの義務化はしてないですし、通常どおりの生活を送っていると。サウスダコタ州の感染傾向を死亡傾向等と、その他のアメリカ国内の数字を

見てみても、そんなに大きく変わるわけではないと、ノルウェーの数字を見てもそうですね。ですから、ロックダウンもしくは自粛というのが本当に効果があったのかどうか、今後も続けていかなきゃいけないものなのかどうかというのを、我々はしっかりと今考えていかなきゃいけないと私は思います。

今日の読売新聞に出てた記事なんですけれども、コロナ禍隠れ失業深刻ということで、完全失業者以外に休業者、雇用契約はあるけれども仕事はないよという方が244万人、実質的失業者、パート、アルバイトで勤務時間が5割以上減少したという方が、これは野村総研の試算なんですけれども147万人、合わせて400万人近くいらっしゃるわけです。自粛を要請してしっかりとした補償、金銭的な補償を続けていくのであればまだ分かるんですけれども、それを日本ではできていないと、そういうこともあってか、自殺者も2020年は前年と比べて11年ぶりに自殺者が増加したというようなデータも出てきてます。ですから、特に非正規雇用の方なんかは、かなり厳しい状況に置かれているというふうに見なきゃいけないと思うんです。それが実態であると、私は思います。

次に、ワクチンのメリットとデメリットなんですけれども、先ほどファイザー、モデルナ共に95%の有効率ということでお話ありました。これはワクチン接種グループと、非接種グループ、プラセボグループとの比較によってお互いを比べた場合、ワクチンを接種したグループのほうがコロナに感染する割合が、そうでないグループよりも95%数値がよかったと、そういうことなんですけれども、その逆も本来は考えていけないと思うんです。今日ちょっとデータを手元に持ってこなかったんで、なんですけど、効果がワクチンを接種しようがしまいがコロナにかからなかった、かからなかった人数をそれぞれ比較した場合、ワクチンを接種したグループのほうのワクチンを接種したことによる効果というのは0.何%というような、そんな数値が出てくるんです。それはその数値をどういうふうに、どの数値を取ってどういうふうに比較するかによって、もう全く変わってくるわけです。ですから、一概にこの95%というのが非常に効果が高いというふうには言えないというふうに私は思います。

あと、ワクチンのデメリットのほう、これが一番問題なんですけれども、副反応っていうのは長期的に見てみないと、長期的なものは長期的に見てみないと分からないというところがあるのは、さっき課長おっしゃったとおりですけれども、このワクチンというのは、今までの通常使われてきた不活化ワクチン、ウイルスをホルマリンとかで弱毒化、もしくは殺傷して、それを使って抗原とするという形でやってきたものですけれど

も、今回のものは今までとは全然違うウイルスの遺伝子、遺伝子情報をそのまま人間に打ち込むということで、全く新しいものなわけです。何が怖いかって、専門家、一部専門家が懸念してるかということ、ウイルスの遺伝子と人間の遺伝子が組み合わさって遺伝子組換えみたいなものが起こってしまう可能性が否定できないと。起こるとは言ってませんよ、起こる可能性が否定できないと。それはいつ起こるか分からないわけです。アナフィラキシーのようにすぐにその場で、もしくは二、三日後に出るというものでもないと、何年後か、もしかしたら20年後、30年後になるかもしれない、そういったものが懸念されてるという、そこが最も怖いことだというふうに私は思うんです。ですから、特に次世代の、次世代を育んでいくような若い方々なんかは極めて慎重に判断をしていただかないと、世代を超えて影響が出てくる可能性があるということなわけです。

ちなみに、日本赤十字社では新型コロナウイルスのワクチン接種に関する献血の受入れについてということで、2月の22日に発表されてるんですけども、新型コロナウイルスのワクチンを接種された方の献血の受入れ基準につきましては、国において検討中の段階であることから、献血を御遠慮いただくことになりました。つまりワクチン接種後の血は、国がいいって言うまで受け入れられませんよってということなんです。これ何を意味するか、つまり安全性が確認できてないってことです。

さらに、短期的な影響を見る上でオープンバーズという、これアメリカのCDC（疾病予防管理センター）及びFDA（食品医薬品局）が合同で組織してるワクチンの副反応報告システムというのがあるんですけども、ここにいろんな副反応の情報が寄せられてきてます。これは任意なんで、全てがここに入ってきてるわけではないです。これによると、2月の26日現在のアメリカの数字なんですけれども、ワクチンを接種してアナフィラキシーショックになった事例が240事例報告されてます。あとベル麻痺、顔が物すごくゆがんでしまう麻痺、ベル麻痺というらしいんですけども、これが278例報告されてます。緊急の手当が必要な方4,930名、入院された方2,743名、死亡者1,265名、こういう数字が報告されてます。ただし、このこれが先ほどもお話ありましたけれども、これがこの症状、症例がワクチン接種と因果関係があるのかどうかというのは、ワクチンを接種された方は証明できないので、それは言ってみれば証明されていないということになるわけですけども、でもこういう報告の数字があるということとは参考になると思います。

このワクチンの危険性については、本来であれば5年とか10年とかの長い治験を経

て、安全性を確認した上で人体に接種するということはされなければいけないわけですが、今回は緊急ということで特例承認されてると、まだ治験は続いているわけです。でも、アメリカでは3万人を超す医師や感染症の専門家が緊急声明を出しておりまして、現在開発が進行中のワクチンは安全性の保障が不十分であり、使用には慎重にならざるを得ないと、そういう声明を3万人を超す医療関係の方が出されてます。これも1つの情報として押さえておいてください。

さらに、イスラエルではこのファイザーのワクチンを注入した、し始めた、そのタイミングからコロナでの感染者及び死亡者が増えてきたという報告もあるようです。実際のグラフはそういうふうになってます。これも1つの情報です。

私は今最も注目してるのは、この2月に各国からいろんな報告がなされているということで、ネットにも上がってきてるんですけども、ノーベル賞を受賞された大村博士が発見されたイベルメクチン、これは寄生虫病の特効薬と言われてるものですけども、このイベルメクチンが新型コロナウイルスの治療と予防に効いているというような報告が複数の国から上がってきてるということで、非常にこれ注目に値するものだと思います。日本政府がどういうふうに関この件について取り組んでいくのかっていうのは、注目していくべきだと思います。

○議長（伊都堅仁君） そろそろ質問としてまとめてくださいよ。

○1番（桐山尚己君） はい。まとめます。

こういったテレビではほとんど報道されないことでも、調べてみるといっぱい大きな発見があるんです。そういったことにも我々目を向けなきゃいけないと思うんです。行政の皆さんは基本的には国の方針どおりというのは分かるんですけども、それ以外の情報入手の方法というのも、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） コロナの影響により、まず失業される方もたくさんいらっしゃると思いますので、その部分については保健福祉課としても、町といたしましても、しっかり相談体制を整えてるところでございますので、しっかり相談内容を聞き、支援につなげていきたいと考えております。

コロナウイルスの感染症のワクチンの効果については、まだまだ分からない部分もあります。発症を予防できるという効果はある一定の条件の中で見られたんですけども、

予防できるかという部分についてはまだまだ検証できていない部分ですので、その効果はまだ分かっていない段階です。

副反応についても、2月17日から国のほうで優先接種で医療従事者の方受けてくれてるんですけども、副反応については3例、アナフィラキシーとして報告した事例も昨日までで8例と聞いておりますが、全て症状が回復してたり、改善してるということです。今の時点では大きな重症化するということには至ってないということで、厚生労働省のホームページでも報告されてる状況です。そのような中、いろんな情報入手しながら町といたしましては安全性と有効性、それから副反応であるとか、どういうことに気をつけたらいいんよというような内容について発信していくことが大切であると考えておりますので、そのあたりについては十分に行っていきたいと思ひますし、相談体制についても充実してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊都堅仁君） これで、桐山尚己君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 46 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、4点ばかり質問させていただきます。

議長さんのお許しを得ましたので、4点ばかり質問を行ってまいりたいと思ひます。

まず、初めに10年前の3.11、もう明日、明後日でございますけれども、東日本大震災で大きな犠牲を負われた方々、また今年さらに余震により被害に見舞われた皆様方にお見舞いとともにより早く復興されますことをお祈りいたします。

そこでですが、この3.11で問題の起こったこの東京電力、その原発の事故によって一気に資源エネルギーというのが国のほうでも進められる、そういう方向になってまいりました。今、私たちのこの紀美野町の周りにもこの風力発電の計画が大きく問題

になっています。最近、有田川、または日高川町に通ずる林道にたくさんの風力発電がつくということで、関係者の方々がそれについての説明会と、または勉強会などをされています。そこで、下津町に住んでおられた元区長さんですけれども、申されてるんですけれども、あの下津町で1,300キロワット、ちょうど大窪という地域の真向かいに有田川町の風力発電があるんですけれども、800メートル離れてるそうです。そこで、風力発電の影響が出てまいりまして、5人の方々がもうそこに住んでられないということで、遠くに家を建てて出ていく、あるいはその区長さんの近所でも数人の若い60代の方が亡くなってるというんです。その中に私たちも、ああ、あの人も、というふうな方がおられるわけなんですけれども、また由良でもそうでしたけれども、解剖はしていませんけれども、どう考えてもそうしかないというふうなことが言われている。昔から公害問題というのは、このいろんな被害が出て、住民の方々が大変苦しまれる、また命を失われる、そういうふうなことがあってもなかなかこの会社は認めない、あるいは国のほうもそれ認めない、それをこの大きな犠牲を払いながらこの問題を取り上げて、やがてそれが公害問題であったということが言われています。ですから、紀美野町においても大事な住民の方々、この方々がそういうふうな苦勞をされないということについて、前提に考えるならば、今認められていないこの超低周波の被害、そういうことが当然多くの方々が感じられてる。しかし、国、または会社は認めないならば、初めからないほうが一番よいということにつながるというふうに思います。

そういうことで、このことから質問を行ってまいりますけれども、風力発電について、現在業者の動きはどうであるのか、毎回お聞きしてきてるわけでございますけれども、3か月たった今どうであるのか、まず初めにお聞きしたいと思います。

また、この風力発電によって健康被害や土砂災害など、このマイナスイメージが広がっていく、そういうふうな中で、この活性化、先ほど、前に質問された議員さんに対して町長さんもおっしゃってられましたけれども、町の活性化、町へ人を来てもらおうと、そういうふうなことを非常に大きな政策として考えておられる、そういうふうに答弁されておりました。そういうふうな観点からしても、このマイナスイメージというのは非常に問題であるかというふうに思います。

日本農業新聞っていうのがありますけれども、この日本農業新聞っていうのはあまり政治的なこういうふうな関係のことについては、あまり書かれていないように私は思うんですけれども、その日本農業新聞で2月の17日だったと思いますけれども、鳥取市で

移住を計画してきた人が、その何組かがそれを取りやめたと、そういうことが載っています。記事では西郷っていうんだと思いますけども、西郷では一般社会法人いなば西郷工芸の郷あまんじゃくなどが、2017年から地域振興のため工芸作家を呼び込んできました。公募で移住した2組4人を含む作家らが陶芸、日本画などに取り組んでいる。ところが21年春の移住を予定していた木工作家を含む3組10人が、風力発電の計画を知り移住を取りやめた。自然の中で子育てをしたいという若い人で高齢化が進む地区が活気づくチャンスだったということで、非常に残念がっているそうであります。

また、この紀美野町でも現在の会社の説明会がありまして、そこに私も参加しておったんですけども、この町に来られていたIターンの方が、この町で子育てをしたいと思ってきたけれども、風力発電設置されると、そういうふうなことが話があると、そういうふうなことが初めから分かっていたら来ていなかったというふうに涙ながらに訴えていました。紀美野町でもこの何としても町を活性化させようということで、一生懸命取り組んでおられる方々がたくさんおられます。せっかくその方々が努力をされているにもかかわらず、こんな問題が起こるかもしれないってということで、Iターンで来てくれる方が取りやめになるということは非常に残念なことであります。そういうふうなことから、この風力発電の計画に対して町長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、コロナ対策についてお聞きしたいと思います。

この問題が起きて1年余りがたちました。収束ということにはとても言えないような状況にあると思います。

さて、紀美野町では今年ワクチンを集団接種する予算が計上されるなど、対策に懸命の努力は伝わってきます。しかし、ワクチンというのも万能ではないというふうに報道されています。かかった方が重症化しない、そのためには効果があるんですけども、感染しないとか、あるいは感染させないという、そういうことにはやはりそういう能力がないような、そういうことが言われています。

紀美野町ですけれども、高齢化率が今度のまちづくりの計画を見ていましたら、令和7年には50%を超えると、こういうふうなことに町のほうでも計画の中で入れられています。50%超えるということは、これは高齢者が増えるんですから、長寿の町として大変結構なんですけれども、しかし、高齢化すると体の免疫力が落ちるなど、そういうふうなマイナス面もどうしても出てまいります。それをどういうふうに町として守るのかということが、町の、町の姿勢として必要ではないかというふうに思います。そう

いうことで、この予算を使ってワクチン接種ということも進んでいくことは、これは重症化させない大きな効果だというふうに思いますけれども、しかし、感染をさせないとか、またクラスターを起こさないというふうなことから考えるならば、早期のPCR検査が必要というふうに思います。この東京の世田谷区ですか、ここが全住民対象のPCR検査をしたというふうなことを聞きますけれども、この町でも全町民の方々に対して、社会的検査そういうことができないのか。あるいは全町民が無理ならば、医療施設、介護施設からでも検査は必要ではないかというふうに思いますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、県立高校の統合問題についてお聞きしたいと思います。

県立高校の統合問題について、県の教育委員会は県内で説明会を開きました。そこで、多くの反対の意見があったというふうに、私も聞いてるんですけども、それで3月までに方向を出すという考えから、もう少し時間をかけるように変わったようであります。しかし、県のほうは時間をかけても私たちの大事な町内の2校を統合対象から外すということには考えているかどうかは分かりません。そういうふうなことから、もし統合がされるようなことになった場合に、町への影響はどうか、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、道の駅の構想についてお聞きいたします。

道の駅の計画をいよいよ具体的に動かそうということで、検討委員会の立ち上げるようであります。町長の道の駅構想というのはどんなものか。道の駅ということで、一般的にすぐ頭にイメージするのは、トイレがあって、駐車場があって、そこに物品販売所というのが、かなり大きなスペースをもってやってますよね。そういうふうなことがイメージするんですけども、今、町内にあるふれあい館を見ていまして、大変運営に苦労されています。品物がまず寄らないというふうなこともあったり聞きます。また、海南にあるとれたてですか、あそこに町も予算を出して、町内の方が作ったものを運んでいるわけですけども、私もたまに寄りますけれども、あの中で和歌山県産というふうに書いたラベルのついた野菜がほとんどあまり見られないんですよ。そういう品ぞろえが必要なんですけれども、大変苦労されてるんでないかというふうに思います。そういうふうな状況の中から、町長の道の駅の構想、それについてお聞きしたいと思います。

以上、4点よろしくお聞きいたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。
住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、1 番目の「風力発電について」の御質問
にお答えいたします。

初めに、現状について事業者に進捗状況を確認したところ、前回、1 2 月議会に説明
させていただきましたとおり、現状何も進んでいないとのことであります。

なお、事業者によりますと、環境アセスメントの第3段階の準備書作成のため、現地
調査には約3年必要とするが、平成30年8月から準備をしてまいりましたが、区長会
はじめ地域住民の皆さんにおける、「計画反対」の御意見により、現地への立入調査が
できてない状況であります。

こうした中で「住民の御理解が得られない状況では現地調査には、入れない」とのこ
とでありました。

次に、まちづくりへの影響につきましては、方法書の縦覧期間における住民の意見と
して、騒音・景観・人と自然のふれあい活動の場について御意見がございました。

その中で、「本計画は、町が推進する移住・定住施策に反するものであり、移住して
きた人や自然を求める都市部の人々の希望を奪い、現状を根底から履すことになる。」
とした意見もございました。

アセス開始から約3年6か月を経過しましたが、今後も継続して事業者には、調査の
進捗状況を確認しながら、町民の皆さんの御意見を尊重し、生活環境を守ることを最優
先に、町といたしましての意見を述べてまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが「風力発電について」の答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、私のほうから、美濃議員の2つ目の御
質問「コロナ対策について」お答えします。

なお、答弁の中でさきの一般質問でお答えさせていただいた内容と重複した部分もあ
りますので御了承ください。

現在、和歌山県では、発熱など風邪などの症状がある場合は、近くのかかりつけ医での受診を呼びかけております。肺炎や味覚臭覚障害が認められ、医師が診断上必要と認める場合に、PCR検査を実施し、陽性・陰性の判定を行っています。1日当たりの実施可能件数は、286件となっております。

議員御指摘のとおり、早期に陽性者を発見することは大事だと思いますが、PCR検査は、陽性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性や、陰性であっても、その後感染の可能性があるため、医師の指示の下、必要な時期に検査を実施することが重要だと思います。

集団感染の恐れのある医療施設、介護施設でのPCR検査においても、毎日または毎週のように実施しなければ、早期発見にはつながらず、民間での検査数も増えておりますが、現状の検査可能件数から実施体制を整えることは難しいと考えております。

引き続き、施設内での集団感染が起きないように、感染対策の指導を行うとともに、万が一発生した場合についても、県と協力して迅速に対応したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

(まちづくり課長 山本訓永君 登壇)

○まちづくり課長（山本訓永君） 私からは、美濃議員3つ目の御質問「県立高校の統合問題について」お答えいたします。

県は、昨年8月に、きのくに教育審議会から「これからの県立高等学校の在り方」について答申を受け、9月から11月にかけて、県内各地域で懇談会を開き住民に説明をしました。紀美野町でも、11月に総合福祉センターにて開催されました。この問題については、住民の関心も高く、各地域で再編への懸念など様々な意見が相次いだため、再度、今年2月に、地方別懇談会が行われることになり、海南海草地域では、2月10日に海南ノビノスにおいて開催されました。私も説明を聞きましたが、「基本的な考え方」として、今ある32校の県立高校を充実させ、可能な限り存続させる。自宅から通学可能なところに多様性と活力ある高校を確保する。特色や質の高い学びを保証する。というものであります。

また、令和3年度中に、具体的な再編整備計画を公表し、計画を決めるとのことです。

た。

さて、議員御質問の「県立高校が統合されるようになった場合の、町への影響」ではありますが、海南高校大成校舎と美里分校は、紀美野町にとって大切な存在であることは、言うまでもありません。

「まちづくり」の観点から申し上げますと、町内の高校が1つ減れば、そこに集う学生の姿が見られなくなり、心象的にも寂しいものがあります。また、町内の子供たちの進学の実選択も1つ減ることになり、町外の子供たちが、町へ来てくれる機会も1つ減りますので、町の活力に影響が出るものと思います。

町としましても、学校を通じて町内の子供たちや町外から通っている子供たちに地域や町のことを知ってもらい、将来の地域の担い手や関係人口を創出するという取組に影響はあると考えます。

このことについては、「県立高校」も生徒や保護者や地域の期待に応える教育活動の充実を図りつつ、「県教委」も住民から頂く様々な意見を踏まえ再編整備計画を策定するというところでございますので、今後の県の動向と地域の反応を注視していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

(まちづくり課長 山本訓永君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) 私のほうからは、美濃議員の4番目の「道の駅構想について」の御質問にお答えをいたします。

道の駅とは、「道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供」と「地域の振興に寄与すること」を目的に、「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設でございます。

議員御指摘のとおり、当議会におきまして、道の駅検討委員会の立ち上げに伴う関係条例の改正議案、また、当委員会に関する当初予算(案)を上程させていただいているところでございます。

さて、議員の「道の駅構想というのはどんなものであるのか」という御質問につきまして、当町におきましては、先ほど申し上げました道の駅の3つの機能に加え、防災機能も備えた施設の整備も検討していく予定でございますが、それらを含めた基本構想や

候補地等につきましても、今後立ち上げ予定である道の駅検討委員会において検討をしていきたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何も進んでいないということで答弁いただきました。

さきの12月議会の一般質問で、1つ、今年令和3年にあれが出ると、準備書が出るというふうなことであつて、けれども、それについても延ばしてもいいような、そういうふうな答弁でしたよね。そういうふうな状況で、今我々がもう待ってれば自然に消えるということではないと、そういうふうに判断をしていいのかどうか。答弁いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 美濃議員の御質問にお答えします。

準備書につきましては、今、現段階では方法書に伴った現地調査ということになってございます。それで方法書における現地調査が進まない限りは準備書のほうには進めないということで、12月には答弁させていただいたと思うんですが。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そういうことで現地調査ができないから準備書もできないということなんですけれども、その準備書ができないから、この話は終わってしまうということではなくて、若干いろんな点で延びていくと、そういうふうなこともまだ含まれてくるというふうに認識でよろしいんですか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。現在ですけれども、先ほども答弁させていただいたとおり、御説明させていただいたとおりなんですけれども、業者としてはいろいろな法改正等々ございます。それをもって今後について進め方というのを社内で協議して

まいるということでございますので、環境アセスというのは今後も続いていくということでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この問題についてはもう4年目に入ろうとしているんですよね。我々が知ったのは、町のほうから配慮書の閲覧が始まってるかというふうに、各家庭で区長会を通じてチラシを配ってもらったと。そういうことから始まったと。それについては各他の自治体よりも早く手を打ってくれたということが非常に良かったというふうに思います。課長さんにはこの間いろいろと御指導いただいたわけでございますけれども、今後とも退職された後もまた御指導のほどよろしく願いいたします。

それでは、次のコロナについて質問をお聞きしたいと思います。

この問題なのは、コロナで熱が出て風邪の症状が出たと、その場合にかかりつけ医に行けということで、そういうふうな話が前からお聞きしてるんですけれども、その症状が出ないあたりから、この病気が人にうつしたりすると、感染させたりすることがあるんだということで問題になってるわけですよね。そういうことから一般の方々も大変なんですけれども、そういう弱い高齢者の方々、そういう方々を守っていく点から考えて、またリスクを抱えてる人のことも考えて、やはり医療を、それから介護施設での検査、社会的検査をしていくことが必要ではないんですか。何遍もせんなんってそういう問題でもないというふうに思うんです。それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 美濃議員の御質問にお答えします。

無症状の方であるとか、重症化を、高齢者の重症化を予防するためにはPCRは必要ではないかということなんですが、県では年明け以降、入院施設や高齢者施設で相次いでクラスターが発生してるため、和歌山県では県内の入院、入所設備のある医療施設であるとか、高齢者施設、障害施設など、計2200か所へ抗原検査キットを配布するというので、この2月議会のほうで予算化されたようでございます。施設では新規の入院患者であるとか、入所者の全員に検査をし、陰性で症状がないことを確認して受け入れていただくような体制を整えていくようでございます。また、体調不良を感じた施設職員も検査していくようで、県も高齢者対策であるとか、入所でのクラスターの対策を講じていくということを聞いております。

また、町内においてもワクチン接種の効果っていうところも質問の中でありましたが、ワクチン接種はうち4月の下旬から集団接種の形で高齢者を対象に開始していく予定でございます。高齢者が対象になるんですけれども、施設に入ってる方についても、早くワクチン接種を受けてもらうよう、施設及び施設を管理している嘱託員に働きかけていってる状態でございますので御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今言うておられる200か所の、県は200か所の施設について対象というふうに考えてられるということでございますけれども、この200か所というのは、うちの町ではどうなっているのか、その辺はどうなんですか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） すみません、県内で高齢者施設であるとか障害施設、医療施設ということで200か所、すみません、言い間違えたかも分かりません、2200か所でございます。に対して、8万8,000回分の抗体キットを配布するということで、町内ではどうかということなんで、もちろん紀美野町内にも高齢者施設ありますので、特養であるとか、やすらぎとか美里園とか、その入所施設に対してキットを3月中に配布される予定でございますので、順次、その施設で有効に活用していただくものと思っております。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） PCRの優れているのは、元岐阜大学の学長の黒木登志夫さんって方がレポート見ましたら、非常に優れてると、それについてはこの変異原性ですか、変異株っていうんですか、あれに対してもこの対応ができるというところのようなんです。今回は入れてますね、まず普通のPCR検査をし、陽性になったサンプルの中から、変異ウイルスに特徴的な遺伝子の配列を抑えるためのPCRをもう一回やると、そこで陽性になると変異ウイルスと分かるというふうなことで、抗原のこのキットとはまた違った効果もあるようであります。これについて、うちの町ではどういうふうに対応してくかってことになってくるかというふうに思います。しかし、このPCRがいいとしても、今その課長言われるように、県のほうが予算化して8万8,000回分ですか、のこのキットが2,200か所の施設に配布されるということでございますけれども、こうなるとまいりますと、まず紀美野町の全てのこの施設が入ってくるというふうに認識でよろしいんですか。

それから、8万8,000回っていうことは、何回、1回やっておしまいですよって
いうふうなものであるのかどうか、その辺はどうでありますか。お聞きしたいと思いま
す。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） PCR検査については、精度が今ある検査のツ
ールの中では一番精度が高いということなんですけども、抗原検査についてもPCR検査
に比べ、検出度は低いものの少ない時間で結果が出せるという利点がございまして、
県としましては施設へ入るタイミングで検査をします。それから施設の職員に対しても
検査をするという使い方で、抗原検査で陽性となった場合はPCRで再度検査をする
ということで進めていくようでございます。

紀美野町内の入所施設に当たるところについては全て配布される予定でございます。

1回だけですかということもあったんですけど、入所のタイミングであるとか、入院
のタイミングっていうのが1つの目安ということで検査されるようでございます。職員
については、その都度体調の状況によって検査をするという使い方ということで聞いて
おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今の答弁聞きまして、入所、入院した時点で、患者さん
ちゅうか利用者さんには検査すると、そういうことなんですけども、先ほどの課長さんも言
われたように、1回ではなかなか、それでうまくいけばええんですけれども、まだ何か
の拍子にかかってくるというふうな問題も起こるかも分かりません。それに対してやっ
ぱり1回では不十分ではないかというふうに思います。これについて県はこういうふう
に8万8,000ですか、分ということでございますけれども、町としてもそれについ
て上乗せでいく必要があるんじゃないかというふうにと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 美濃議員おっしゃられるように1回では不十分で
はないか、なかなか職員の行動を検査するっていうところもなかなか難しい部分もあつ
たり、面会での部分での十分に感染対策を取っていただいているところではございますが、
そのあたりについて、町としてもできるだけ感染対策が起きないように支援してまいり
たいとは考えております。町のほうの支援、どういう形で支援していくかっていう形に

については、今後検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それから、先ほどちらって言われましたけれども、入院、入所してるっていう方のみっていうことですか。通院とか通所とか、そういうふうな方々、要するに高齢者、リスクを持っておられる方々ということについてはどうであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 今のところ県では、入院、入所のタイミングで検査をするということで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） やはり入院とか入所と違って、固定してしまうと外からのそういうのはなくなるということはあるわけですが、それはそれで、その中にいてる人たちを守るということでは効果があるかも分かりませんが、危険なというリスクを持っておられるという、そういう方々がやっぱり通院であったり、通所であったり、そういう方々もそういう状況にあるんじゃないかというふうに思うんです。だから当然、通所、通院されてる方々がその施設に入って、そうして中におられる方々との完全に一緒には行動させないということにしていけない限り、そういうものがあれば影響してくるというふうに思うんです。そういうふうなことから、やはり通院、通所についても考えるべきではないかというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） どれだけ感染のリスクがどれだけあるかっていうところが重要かと思いますが、入院患者とか入所施設に関しては、今回これで抗体キットで検査していく方向ですけれども、通院であるとか訪問される方については、そのたびにその検査をするっていう体制については、なかなか体制づくりが厳しいというのが現状でございます。なのでリスク管理を行いながら、今回はこの入院患者であるとか、入所者に対して検査をしていくという方向で進めているところでございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それは入所とか入院とか、そういう方々について、限定

されてますけど、それについての配慮は分かるんですけども、あとやはり例えば通所されてる方々っていう人にとってみたら、やっぱり家では家族の方々と一緒におられるわけです。そこでこの感染をする可能性もあるわけですけども、そういうふうな、通所だけじゃなくて、通院もそうですけれども、やはり高齢者の方々、あるいはその他リスクを持ってる方々に対して、やはり町としてもこの対策を考える必要があるんじゃないかというふうに思うんです。何遍も質問するんですけども、しかし、このところ考えなければ、高齢化率50%というふうな、これはうちにとってはこの面で、やはりこの町としての応援しなければならない部分であるかというふうに思うんですけども、その辺について、町長はどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 全て通院ということも含めると、全ての対象者にPCR検査なり抗原検査をしなければならない、効果がないと考えるので、現状の検査体制でいうとなかなか厳しいということで、町といたしましては、このワクチン接種を優先、入所、入院、それから施設の職員に対して優先的に接種する体制を進めていきたいと考えておりますので、現実的になかなか全ての方々にPCR検査を実施していったり、抗原検査をしていくっていうのは難しいということで、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） さきに言いました東京の世田谷区、そこでは全住民対象の検査をやって、確かそれが予算がついた、国のほうからついたように聞いたんですけども、町としてそういうふうな方向での認識というのはどうであるのかも聞きたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 1時44分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 1時45分）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君）

県の対策としては、施設内でのクラスター対策として抗原検査のキットを配布するということで進めている事業でございます。感染対策については、日頃の3密を避けるであるとかいうことで、町民にお願いして協力して町内で感染を抑えられているところでございますので、引き続き、感染対策を取っていただきながら、町といたしましてはワクチンを優先的に施設入所であるとか、入院の方々、それから施設の従業員に対して接種を一刻も早く打ってもらい、施設でのクラスターであるとか、重症化予防に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君）

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君）

今、県のほうがそういうことで施設に行ってる方々対象というふうになってるからということでございますけれども、やはりこの問題についてまだ完全な治療薬もないような状況の中で、やはりワクチンを打って重症化させないということが1つの手だてなんですけれども、やはりこのかからさない、広がらさないというふうな観点から、私は陽性者、あるいは感染された方をやはり隔離ということが、一番の現状としては効果のあるやり方だというふうに思います。それで町のほうは施設に入ってる方々、県に倣って施設内の方だけということでございますけれども、私やはり圧倒的な方々、通院、通所、そういうふうな方々も対象にするべきだと思います。この点について、今後町としても考えていただきたい。これは要望いたします。

次に、県立高校の統合問題についてお聞きしたいと思います。

先ほどから答弁いただきまして、よいことについては、これは統合されないほうの高校の地域なんですよ、これについては、先ほど言われてるようなそういうことであると思いますけれども、紀美野町にとってやはり関心事と言えば、統合されるほうの高校の、今は校区ないですけれども、一応昔の校区、つまり紀美野町では、紀美野町全体がそういうふうなことになるかというふうに思いますが、そこでやはりこのいろいろな子供減ることによって、この子供が見られないとか、そういうような状況になると。それから、さきにも申しましたけれども、大成校舎の子供たちが地域支援ということで、中田の棚田対策とか、また分校の子たちもやはり太鼓ですか、それで紀美野町の名前を広げる、そういうふうな働きをされてるように聞きます。そういうふうなところから考えて、相当広いところに影響が、なくなった場合ですよ、影響が出てくるんじゃないかというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

まちづくり課といたしましては、地域活性化とか教育を通じたまちづくりというのは大きな取組でございます。昨年12月の議会での一般質問の県立高校の統合問題の中で、答弁私もしているんですが、学校は町の活性化に必要な要素である、これは今もその考えには変わりはありません。地域団体の方たちも、子供たちに紀美野町のことをもっと知ってもらいたいとか、好きになってもらいたいって、自分たちがしているいろんな活動に関わってもらいたいと、そういう考えは強いように思います。それが将来のまちづくりにつながっていくんだということでございますので、学校が統合されても、仮にもし1つ減るようなことになれば、その辺の影響は大きいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 課長さんの答弁いただいたんですけれども、町長さんどうですか。この辺について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、この学校の統廃合、これについては、町といたしましてはかなりの影響があるというのは事実でございます。しかしながら、一方では、この紀美野町は特色のある学校づくりというものを進めております。これは議員御承知のとおり、中学校、高校、大学連携による教育を通してのまちづくりをということで、実は昨年発表会というのをやって、この連携を取った教育をしていこうという、特色のある教育というのを手がけておりますので、そうした観点からいきますと、やはり学校の統廃合というのは非常に影響が大きい。したがって、できるだけ町内におきましては存続をしていただきたいというのが私の意向でございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 答弁いただいたんですけれども、ぜひともその立場で頑張ってくださいと思います。私が言うのもおかしいんですけれども、町長のほうでそういうふうな御覚悟であるということですのでよろしくお願いしたいと思います。

最後に、道の駅の構想を、今後委員会で検討するということですのでけれども、ちょっと

先ほど3つの観点というの、よく聞こえづらかったんですけども、その辺について、もう一度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの道の駅の機能ということで3点申し上げました。1つは休憩機能です。休む機能という休憩機能が1つ。それからいろんな情報を発信するという情報発信機能が1つ。それから地域の連携機能ということで、ここが物品販売とか、そういった関連になるかと思います。それともう一つ、当町におきましては、防災機能も備えた施設の整備ということで、この4つを目標にやっていきたいなというふうに、現時点では考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 休憩、情報というのは、1つの関係だと思います。うちは特にこの防災機能というのも大事ですので、この辺はどういうふうぐらいの、今後委員会がやってない段階で、委員さん方に対して申し訳ないんか分かりませんが、大体のところでは面積とか、以前の大災害あったときに、道の駅の駐車場がよそから来た、そういう電気の工事とか、そういう方々の基地になったように聞きますけれども、そんなことから考えたら、相当の面積も考えておられるのか。

それから、もう一つ、連携機能ということで、地方創生の1つの中にあれあるんですよ、コンパクトシティとか言うて、小さくしてもらえということなんですけども、このだんだんと郵便局もなくなる、ガソリンスタンドもなくなる、もちろん農協もなくなると、買物施設もなくなると、その買物施設については道の駅でやるっていうのは、そんなことが確か載ってたというふうに思うんですけども、その辺についてはそんな観点であるのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、今かなり具体的な御質問であったかと思いますが、いよいよこれから検討委員会で皆さんの御意見を聞き、そしてこれをつくり上げていこうと、決して行政がつくるんじゃないに、みんなの意見を集約してつくっていききたいと思いますので、規模、それから今おっしゃられましたそういう施設、そうしたものについてもまだ現在のところは白紙という

ことでひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 大まかなところ、大体どれぐらいの面積を考えておられるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 規模につきましても、やはりそうした意見も集約した上でないと、その規模は確定していかないということでございますので、御理解を賜りたいと思います。とにかく皆さんのできるだけの意見を集約し、そしてその中からつくっていきたい、皆さんとともにつくっていききたい、そういうふうなことでございますので、いよいよこれからという段階でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに腹案を出して検討してもらわなければならない、委員会で全てやってもらうという、そういうふうな方式でやるわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 委員会で全てじゃなしに、やはり委員会で意見を聞きながら、その構想を練っていききたいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会し、明日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

延 会

○議長（伊都堅仁君） 本日はこれをもって延会いたします。

(午後 1時58分)